

統計調査分科会
第 22 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 22 回統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 22 年 3 月 26 日（金） 9:59～11:41

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

- 農林水産省所管統計調査 3 事業における平成 22 年度以降の民間競争入札の実施計画（案）について

3. 閉 会

○前原主査 おはようございます。ちょっと定刻より早いみたいですけれども、第 22 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日の議題は「農林水産省所管統計調査 3 事業における平成 22 年度以降の民間競争入札の実施計画（案）について」を予定しております。

農林水産省所管の牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の 3 事業につきましては、平成 20 年 11 月から 2 年間の事業として民間競争入札の落札者による事業が実施されております。

公共サービス改革基本方針別表におきましては、これら 3 事業につきまして、本事業終了後の平成 22 年度以降の事業計画につきましては、事業の実施状況を踏まえて、本年 3 月末までに監理委員会と連携しつつ策定することとしております。

それでは、まず、農林水産省大臣官房統計部の鶴見統計企画課長から、平成 21 年調査の実施状況を踏まえた平成 22 年度以降の事業計画（案）について、3 事業まとめて 20 分程度で御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鶴見課長 統計企画課長の鶴見と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料 1 「牛乳乳製品統計調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」から御説明させていただきます。

少し説明が前後するかもしれませんが、この計画（案）の順番に沿って概略を御説明させていただきたいと思っております。

まず、本調査の業務の概要ですが、調査のフレームワークあるいは内容につきましては、現行の調査と同様でございます。この牛乳乳製品統計調査につきましては、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにしまして、畜産行政の資料を整備することを目的としておりまして、基礎調査と月別調査というものから成っております。基礎調査は年 1 回、月別は毎月それぞれやるということでありまして。

内容でございますけれども、基礎調査につきましては、下の（3）に書いてございますが、全国の牛乳処理場及び乳製品工場を対象にしまして、経営組織や従業者数を調べた上で、生乳、牛乳、飲用牛乳、乳製品の生産能力などの状況を調査いたします。

また、月別調査につきましては、これも下に書いてございますけれども、一定条件に該当します牛乳処理場と全国の乳製品工場を対象にしまして、それぞれ生乳、牛乳、飲用牛乳、乳製品の状況を調査いたします。

さらに、本社に対して乳製品の月末在庫量というものを調査いたしているところでございます。こういった内容につきましては、現行と変わるところはございません。

2 ページ、調査客体数でございます。

基礎調査が 669 工場、月別調査が 381 工場ということで、基礎調査は全数調査になっているわけですが、年によって数が変わります。最新の客体数ということで整理をさせていただいて下ります。

「3 入札の対象範囲」でございます。

まず、基礎調査でございます。現在の調査につきましては、当初、客体の一部から国以外の者に調査票を見られることへの抵抗感というものが根強くありまして、調査自体を拒否する可能性についても示唆されたという状況がありましたので、やむを得ず委託の範囲を調査票の回収までにとどめておりました。しかしながら、次期の検討の中で、私どもの方で改めて当該事業者を理解を求めたところ、了承が得られたということでございまして、次回につきましては、委託範囲を審査などまで含めて拡大したいと思っております。

また、ここには書いてございませぬけれども、統計表の作成までお願いすることが可能ではないかと考えておりました。そこも委託の範囲に含めようと考えているところでございます。

一方、月別調査でございます。これは現在と同様な形でございますが、これも基礎調査と併せて統計表の作成までお願いできるのではないかと考えておりました。これもここには書いてございませぬけれども、今そういった検討をしております。

更に、基礎調査と月別調査を合わせた報告書のデータの作成も委託としてできるのではないかなと考えておりました。この3点はここには書いてございませぬが、合わせてもう少し包括的な形でお願ひできるのではないかと考えているところでございます。

「4 入札等の実施予定時期」は、7月ごろを予定しております。

「5 契約期間」は、今は2年3か月でございますけれども、次期は1年間延長しまして、3年3か月ということで考えております。

「6 計画案策定に当たっての考え方」は、第2パラグラフのところでございます。

そもそもこのところを先に御説明した方がよかったのかもしれませんが、この1年間の実施状況でございます。これにつきましては、別添2ということで資料が付いてございますので、簡単に触れさせていただきたいと思ひます。

別添2は実施状況ということで、当省でまとめさせていただいた内容でございます。

1ページの真ん中「II 確保すべき質の達成状況及び評価」の「1 調査客体への協力依頼・確定実績」でございます。

協力依頼・確定実績につきましては、目標値ということで100%を掲げておりましたが、基礎調査で99.3%、月別では99.5%となりました。一部の客体から、組織が縮小して忙しいことなどを理由に、協力を得ることができませんでした。ただ、この場合、農水省からもそういった客体につきましてはお願いをしたわけでありまして、それでもできなかったということで、ここはやむを得ない形と考えております。

2ページの上「2 調査票の回収率」でございます。

基礎調査につきましては、目標の100%に対して99.9%ということでありました。これも多忙を理由に協力が得られなかったということでございます。

一方、月別調査につきましては、各月とも目標の100%を達成したということでございます。

3ページの「4 審査事項一覧表に関する疑義照会」でございます。

民間事業者は、プログラムを使って審査をしていたわけでありましてけれども、そのシステムが不完全といひますか、十分ではなかったということで、1月に農林水産省からの疑義照会件数が多く

なったという状況であります。

しかし、2月以降はシステム改善や専門職の職員の配置などの改善策が講じられて、そういった問題はなくなっております。

3ページの下になお書きであります。民間事業者のヒアリングの中で、本業務については、いろんな専門知識、あるいは調査客体との良好な関係を維持するといったことが必要であるということが指摘されているところでございます。

4ページ、報告記述の関係でございます。

基礎調査につきましては、当省からの資材提供が遅れたということで、報告が8日間遅延したということがございます。

また、月別調査、特に1月調査でございますけれども、調査の精度を優先するために時間を要したということで、報告が遅れたということでございます。

現在、そういったことも特段の問題はないようになっているところでございます。

次「Ⅲ 実施経費の状況及び評価」でございますが、5ページの下「2 評価」のところを見てくださいと思います。

初年度につきましては、事業者が当初見積もった経費よりも400万円ほど上回ったということでございます。これは私どもがやった場合には、各地のセンターが分担して疑義照会をやったわけですが、今度は、民間事業者で行うことになり今度は集中的になったということで、想定以上の疑義照会が多かったということと、初めての事業で我々への対応錯綜したということで、システムの改善とか増員が必要だったということが主因ということでございます。

そういうことで、前に戻っていただきまして、そういった特に初期段階を中心に問題点が明らかになったということでございます。

したがって、次期タームにつきましては、こういった問題点や、あるいは先日、小委員会において実績評価ということで種々の御指摘をいただいておりますので、そういったことも踏まえながら、入札実施要項に改善策を反映させまして、この事業について市場化テストを引き続き実施していくということで考えたいと思っております。

特に改善策につきましては、私どもは協力依頼あるいは回収率について100%を目指しておりますので、ここは民間事業者と農水省がタイアップをして、しっかり協力してやっていくことが必要になってくると思っておりますし、また、先ほど申し上げましたように、基礎調査につきましては、今度審査までお願いすることになりますので、そういった審査に必要な資料提供をきちんと提供する。また、調査客体の特徴といったことも情報提供も行っていきたいと考えております。

とかく、事業の初期段階においては、どうしても報告の遅延とかが出てまいりますので、そこは特に双方のスケジュール管理といったことをきちんと徹底するようにやっていきたいと考えているところでございます。

牛乳製品統計調査につきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料2の生鮮食料品価格・販売動向調査関係でございます。

「2 業務の概要」でございます。

この調査につきましては、生鮮野菜の小売段階におけます国産品、これは標準品と有機栽培品、特別栽培品という品目がありますけれども、そういったものと輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握するという事で、国内農業の野菜関係を振興するための施策に必要な資料を得ることを目的として実施するものでございます。

調査期日は、毎月 15 日現在ですけれども、報告につきましては四半期に一度まとめて行うものです。

調査事項は、生鮮野菜 21 品目につきまして、先ほど申し上げました内容について報告をしてもらうものです。

調査対象につきましては、主要 15 都市で生鮮野菜を取り扱っております百貨店・スーパー、あるいは一定規模以上の小売業で、POSシステムを導入している店舗で調査をします。客体は 130 店舗ということでありまして、これにつきましては、現行の調査内容と変わるところはございません。

また「3 入札の対象範囲」でございます。

これはもう現行調査でも包括的な委託になっておりまして、これを引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

2 ページ「5 契約期間」につきましても、2 年 4 か月ということでやっておりましたが、これを 1 年間延長しまして、3 年 4 か月ということで、1 年延長してやっていきたいと考えているところでございます。

「6 計画案策定に当たっての考え方」でございます。

特に実施状況のところでございますけれども、これも別添 2 で整理させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

別添 2 の 1 ページ「II 確保すべき質の達成状況及び評価」の「1 調査票の回収・督促」でございます。

平成 21 年調査におけます年間平均回収率は 80.3%でありまして、年間の目標値であります 76%を 4.3 ポイント上回る結果となっております。

また、すべての月におきまして、月別の目標値 70%を上回る結果になったところでございます。一方、3 ページ「(2) 調査票の審査、調査客体への照会（議事照会状況）」でございます。

1～9 月分の調査につきまして、無記入や判読できないといった数値などについての疑義照会だけを行いまして、私どもは審査事項一覧ということで提示をしてあったんですが、ほかの内容について十分な審査が行われないで農水省に報告されたという事態が発生しました。

したがいまして、この期間における調査票につきましては、事実上、私ども農林水産省が審査をするということになったところでございます。

4 段落目でございますが、農林水産省におきましては、民間事業者に対しまして、その都度、改善していただくよう指示をしていたわけでございますが、結果的に 9 月まで、社内体制の不備により対応されなかったということでございます。

しかしながら、10 月以降につきましては、民間事業者の方で対応を図っていただきまして、現在

は農林水産省からの照会件数等々については減りまして、落ち着く形になっているところでございます。

業者にヒアリングを行ったわけですが、回収率を最優先に考えたとか、あるいはなかなか受託内容の状況について社内の共有ができなかったということが挙げられたということであり

ます。また、民間事業者からは、本調査につきまして、やはり生鮮食品流通実態の知見が必要であるとか、あるいは調査客体と良好な関係を持つ必要があるという意見が出されたということでございます。

次は「Ⅲ 実施経費の状況及び評価」でございます。

5ページの下にございます「2 評価」をごらんいただきたいと思っております。今回の事業におけます初年度の実施経費でございますが、業者の見積経費より、実施経費が下回ったということでございます。

品目別に見ますと、人件費につきましては疑義照会等の労力の増加で上回ったということですが、一方、事業関係費につきましては、事業専用の電話回線を新設したこと、あるいは想定していなかった業務従事者の研修を行ったことによる経費が増加したものの、謝礼金の大幅な減少ということで、見積額を下回ったということで、トータルで下回ったという結果になっているところでございます。

恐縮ですが、また最初に戻っていただきまして、そういった問題点が明らかになったわけですが、今後につきましては、こういった問題点、あるいはこれも先日の小委員会での実績評価における御指摘等々を踏まえながら、適切に本事業が遂行できるように、入札要項にその改善策を反映させるといった措置を講じた上で、引き続き民間競争入札を実施していくこととしたいと考えております。

特に改善策でございますけれども、今回の結果を踏まえますと、やはり調査票の審査や疑義照会が確実に確保できるということが非常に重要でありまして、そういったことにつきまして、確保すべきサービスの質として、きちんと設定をするということですか、調査客体の取扱い品目ですか、仕入販売の特徴、あるいはこれまでの疑義照会の内容を整理して、客体情報として民間事業者

に提供するという、専門知識をどの程度持っているのかとか、私どもの要請に対していかに迅速に、柔軟に対応できるのかといったようなことについて、きちんと技術評価の中にうまく項目を設定するとか、今回の課題をうまくクリアーできるような形で考えられないかということでやっていきたいなと思っているところでございます。

生鮮食料品価格・販売動向調査につきましては、以上でございます。

最後でございますけれども、木材価格統計調査でございます。資料3でございます。

この木材価格統計調査でございますけれども「2 業務の概要」に書いてございますように、これも現行の調査と同様でございますが、木材価格の水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び確保の安定を図るため、木材流通改善対策等に資することを目的として実施するというところでございます。

調査は、毎月調査になっております。

調査事項は、素材ということで、製材工場、合単板工場、木材チップ工場を対象に、素材の購入価格や価格の変動要因を調査することとしております。

また、木材チップにつきましては、木材チップ工場を対象に、工場売渡し価格や価格の変動要因といったことも調査をすることとしております。

木材製品は、木材センターや木材販売業者等を対象に木材の販売価格や価格の変動要因といったことを調査をすることとしております。

調査客体につきましては、約 400 ということでございまして、これも現行と同じでございます。2 ページの「3 入札の対象範囲」でございます。

これも既に審査まで含めて、包括的に委託しておりまして、現行と同じように包括的な形で入札の対象にしたいと考えております。

「5 契約期間」は、現在 2 年 2 か月ということでやっておりますけれども、次期は基本的に 1 年間延長しまして、3 年 3 か月ということにしたいと考えております。今回 1 か月延びているわけですが、これは現在お願いをしている状況の中で、謝金の支払い事務がどうしても 1 か月お願いしている期間から延びるといふ事情がございまして、今回はそこを考えて、最後の締め期間を 1 か月延ばし、2 年 2 か月から 3 年 3 か月ということで、実態に合わせて 1 か月延長させてもらいたいということで、できないかなということでございます。

「6 計画案作成にあたっての考え方」でございます。

こども特に実施状況ということで、別添 2 でまとめさせていただいておりますので、触れさせていただきたいと思っております。

特に 2 ページ「(2) 調査票の審査、疑義照会対応、報告」の「ウ」でございます。

「しかしながら」ということでございますが、21 年の 1～2 月分の調査につきましては、調査結果を報告することを優先して、疑義照会が未完了の状態農林水産省へ調査結果の報告が行われたということです。このため、農林水産省におきまして、そういった疑義照会が行われていない客体について審査を行う必要が生じたということでもあります。

このため、農水省では 3 月分の調査からきちんとやって報告を行うようにという指導を行いまして、その結果、3 月に 1、2 月分を含めた疑義照会が発生し、その結果、報告が 4 日遅延し、更に、1、2 月調査分の公表値を訂正する必要が生じたということでございます。

これは民間事業者における専門知識、ノウハウの不足、更には業務増加時の人員体制が整備されていなかったということが要因と考えておりまして、このため、4 月から民間事業者が増員体制をとって再発防止を行った結果、現在のところはこういった状況は改善されているということでございます。

また、21 年調査全体で疑義照会が国で行っていたときに比べまして、1,306 件と大幅に増加をしております。これは審査基準を明確化しまして、ある意味、機械的に疑義照会をしてもらうようにしたということもございまして、もう一つは、特にこの 7 月に疑義照会件数が増加をしていることと関係しています。下に表がございまして、本調査は木材価格の調査でございますけれども、

木材価格の記入に当たりましては、消費税などを含めて調査をすることとしておりまして、私どもは記入要領にそういうものを書き込みまして、事業者も調査客体にそれを配って、周知をしていたわけですが、更に記入の仕方を新たに策定しまして、ちゃんとこの価格には消費税を含んでいるんですよということを改めて周知をしたところ、報告された価格の中にそういった消費税が含まれていないというものがあまして、7月の公表に合わせまして、もう一度すべての調査対象に対して、このところはどうなのかということを経営事業者の方で再確認をしたということでもあります。

その結果、件数が出てまいりまして、更に報告日が8日遅れてしまったということがございます。次に「Ⅲ 実施経費の状況及び評価」でございます。

5ページが一番上の「2 評価」のところでございます。

初年度につきましては、実施経費が見積経費をわずかに上回ったということでございます。これにつきましては、人件費がやはり上回ったということでありまして、ここは統計精度の維持の観点から不可欠であり、やむを得なかったのではないかと考えているところでございます。

恐縮でございますが、最初の方に戻っていただきまして、今回そういった問題点があったということ、これも同じように、先日の小委員会での実績評価におけます指摘等を踏まえまして、適切に本業務が遂行できるように、入札要項に改善策を反映させる等の措置を講じた上で、引き続き民間競争入札を実施することとしたいと考えております。

特に改善策につきましては、今回、初期段階に審査の未完了等があったということもございますので、やはり次期事業の実施に当たりまして、民間事業者の十分な人員体制が、バックアップ体制も含めてとれるように、そういうことを入札の方に書き入れるとか、あるいは今回、消費税の取扱い等の確認という問題もございましたので、調査客体の特徴ですとか、これまでの疑義照会の内容を整理して、調査客体情報として、民間事業者に提供するとか、やはりこれもほかの調査と共通でありますけれども、事業当初はいろいろとトラブルが起きやすいということがありますので、そこは農水省と民間事業者が連携をして、きちんとスケジュール管理あるいは引き継ぎ、サポート体制ということも考えながらやっていくことが必要ではないかと思っております、そういった改善措置、入札要項に入れるものは入れる、そうでないものはちゃんと話を事前にするというをやりながら対応していきたいなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

先日も御報告をお聞きしましたけれども、初期の段階で若干の混乱はあったかと思いますが、農林水産省さんの方から適切な御指導をされて、この3調査については、前進が図れた、実績が上がったと私は拝見いたしました。混乱を解決した上で、また新しくオンライン調査、あるいはファックス等、それぞれの調査客体の実情に合わせて活用されたことも、ひとつ前進ではなかったかと考えております。

新しい計画の方では、新たに統計表や報告書の作成等、あるいは審査を加えてなされたということで、この点も私は評価できるかなと思っております。

それでは、委員の皆さんから御意見、御質問をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 よく考えられていると思います。総括的には、22年度実施計画について、改善策等を統計調査については、経済性も確保した上で、特に統計数値の精度の保持とかになります、継続性の確保を優先してほしいと思います。

仕様書の改善や実施段階での事業者の十分な指導をお願いして、また、実施にあたっては、事業者を育てることも必要かと思えます。

審査から統計表の作成までも委託するというので、その分野についてそして、その知見というんですか、そういうことについても重視する必要があると思いますけれども、全般的には非常によろしいかなと思っております。

○前原主査 高橋専門委員、どうぞ。

○高橋専門委員 前回の小委員会でもちょっとお話したことはあるんですが、今度入札されるわけなんですけれども、そこでの入札の業者を考えた場合、前回やった経験のあるところは、当然技術点は普通に高いだろうし、価格も恐らくぎりぎりまで上ってくる可能性はあって、結果的に非常に有利になってくる可能性があるのではないかと思います。そうすると、2+3年ということで、5年間ずっとやっていくということになりますね。そうするとますます技術点もほかの業者と比べれば高くなっていくかもしれない。

それこそ先の話ですけども、その先また更に3年といった場合に、結果的にずっと同じ業者がいく可能性というのは、技術点が高いとすれば、あるかもしれない。そうすると、結局ここで言う民間競争入札という考え方から言うと、果たしてそれで業者を育てていくという観点から行くと、果たしてそれでいいのかどうなのかということ考えた場合に、それからもう一つ、同じ業者がやっていると、新しい考え方が出てこないかもしれないから、違う業者がやると、また新たな考え方で、コストとかいろんな面で改善される場所が出てくるかもしれないけれども、それも同じ業者だと出てこない。その辺がすごくジレンマがあると思うんですが、その辺、今回の入札は、5年であればまだいいかもしれないけれども、その先を考えた場合、どういうふうに考えられるのか。その業者が5年やったことによってマイナス点を付けるのか、あるいはまだそういった方策が考えられるのか。その辺についてはどう考えられますか。

○鶴見課長 非常に難しい御質問だと思うんですけども、今回の市場化テストというのは、統計に限らず、ほかの業務にも導入をされているわけですが、恐らく統計というのは、やはり正確なものをちゃんとつくってもらうというのが非常に重要でありまして、そういう意味では、調査票の審査というものは非常に重要になってまいります。

したがって、勿論コストが下がる方がいいんですが、我々として業者と一緒に統計をつくって、最終的にきちんとしたものとして世の中に公表していくことが必要であり、知見や実績のあるところが望ましいと思います。いずれにしても、業者は入札によって決定されるので、これ以上は何ともいえません。

○前原主査 だから、絶えず競争入札を実施するということですね。仮に同じ業者になるとしても、入札をした結果、同じ業者になるのであれば、それはそれでやむを得ないのではないのでしょうかね。

○鶴見課長 どういう業者が応札かによりますけれども、結果は何とも言えないと思います。

○前原主査 この間お聞きした3つの中では、資料2でしたかね。今度の入札でどういう形になるかわかりませんが、ここの日本インヴェスティゲーションさんがちょっと工夫が足りないなという感じでしたかね。

先生、何かありますか。

○廣松専門委員 伺っていて、今回、牛乳乳製品統計調査に関して審査まで含めた包括的な委託を考えているということですが、今年度の経験でいくと、先ほど御説明のあった生鮮食料品価格・販売動向調査と木材流通統計調査に関して、かなり審査や疑義照会の部分、すなわち結果の精度に関係するところで、農水省さんが直接指導する必要があったということですので、これらはおっしゃったとおり最初のケースですから、致し方がない点もあるかとも思いますが、今後は是非十分業者の方を指導していただいて、精度が落ちないように、努力していただきたいと思います。

今、高橋専門委員から提起があった点と絡むのですが、例えば牛乳乳製品統計調査の資料を見ますと、この業者はシステムを新しく構築してますね。800万ぐらいかけてシステムを構築していて、結局赤字が400万強出ているわけですが、かなり負担になったような印象を受けます。勿論入札の話ですから、今年も前回受託したところが、落札するかどうかは別にして、もし別の民間事業者が受託して新たにシステムを構築するという、無駄な気がするんですが。

○前原主査 これ初年度は赤字だったけれども、多分2年目で取り戻しているはずなんですよ。2年の契約ですから、多分この分は回収していて、ですから、今度受けるときは、そのシステムがもし使えるとしたら、その分だけまた安くなるということです。

○廣松専門委員 システム構築が不要になるということですか。

○前原主査 そういうことだと思います。

○石橋課長補佐 1年目はシステム構築費ということで、確かに計上されていますけれども、2年目以降は、すでに構築されていますので、経費的には安くなります。

○前原主査 混乱も収まってきているし、多分2年目では黒字になっていると思います。

○廣松専門委員 全体として考えたとき、ある業者が新たにつくったシステムを使って、例えば2年なり、3年の間使ったときにそれによって開発費が回収できて黒字になるということはいいと思うんですが、別の業者に移ったときに、またその業者が一から作り直すということになるんですか。

○前原主査 それはそのシステムをそのまま使えるわけですよ。そのシステムは農水省に所属するのでしょうか。

○廣松専門委員 そうなんですか。

○石橋課長補佐 そこは違います。中央畜産会さんでつくったシステムですので、例えば次期市場化で、中央畜産会さんが仮に落札した場合は、そのまま中央畜産会さんがシステムを使えますが、違う業者さんが落札した場合は、またその業者さんがつくります。ただ、2年間の経費として見た場合には、中央畜産会さんが2年契約で初年度システムを構築していますので、2年間トータルで見ると、経費は赤字にはなりません。

○廣松専門委員 それはわかります。

○前原主査 同じようなことは各省でやっている無駄の典型ですよ。一度つくったシステムを、変わると、あるいは別のところでまた別のシステムをつくるんだけど、よく見るとほとんど1つでできてしまうと。システム屋さんはそれでもうけているんだが、ちょっとお考えになった方がいいですね。

○廣松専門委員 その点がかかなり気になります。

○前原主査 多分国家が行っている最大の無駄の1つだと思います。

どうぞ。

○事務局 今のシステムの関係でございます。

確かに今の契約の中では、そのシステムについて、もともと仕様の中でつくれという話。オンラインをやれということではないので、契約上、民間事業者に工夫をいただいて、つくっていただいたところなんです。そのシステム自体の所有権というのでしょうか、そういったものは事業者の方でお持ちになるということでございます。

ただ、実施状況を見ますと、オンラインというのはかなり進んで、9割の客体ができているということでございます。次の事業に向けては、国自ら、どの事業者が落札されても、そういったオンライン調査ができるシステムを整備いただくように、考えているところです。

ですから、この次の事業に向けて、是非農林水産省さんの方にもシステムの整備お願いしたいと思っております。

○前原主査 椿専門委員、どうぞ。

○椿専門委員 今の点は、確かにこの前の入札監理小委員会の中で、次期事業に関しては、どこの事業者さんも使えるシステム開発という話があって、それが一度できれば非常にいいことだと思ったんですけども、勿論それが正しい態度だと思うんですが、逆に言うと、今回業者さんが創意工夫して開発した経費は、彼らにとって何だったのかなということだけはあります。

○前原主査 だから、買い取ってあげればということなんだろうね。

○椿専門委員 ですから、逆に今回の新しい次期のシステムに関しても、民間にある意味で入札をかけるというときに、そうするとその業者さんはそのノウハウでやってこられるのではないかという気がするんですよ。何かうまく配慮していただけるといいと思います。

○前原主査 将来に向けて、何か工夫が要るでしょうね。

それはそれとして工夫をいただくとして、そのほかはよろしいですか。

○椿専門委員 はい。

○前原主査 3調査とも大変御努力された、前進のあったということで評価しておりますので、次回もどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 1つだけ事務局の方からよろしいですか。

○前原主査 どうぞ。

○事務局 今、農林水産省さんからお話がありました中で、牛乳乳製品統計調査の計画の方ですが、こちらの2ページ目の「3 入札の対象範囲」です。ここで結果表の作成についてもお考えになら

れているということですが、これはそういう方向でよろしいということで理解していいんでしょうか。

○石橋課長補佐 はい。

○前原主査 では、こちらに書いていただいた方がいいですね。

○事務局 そうですね。そこは修正させていただくということで、お願いできたらと思います。済みません、以上でございます。

○前原主査 では、よろしゅうございますか。

それでは、この3事業の実施計画（案）につきまして、この内容で異存がないということでございます。ありがとうございました。

では、分科会として了承いたしまして、本件に関する監理委員会への報告等は、私に御一任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農林水産省におかれましても、今後、本実施計画（案）を踏まえた実施要項の準備を進めていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。御苦労様でした。

それでは、予定された議題は以上でございますので、本日の「統計調査分科会」は終了いたします。

次回の日程については、追って事務局から御連絡をいたします。

なお、この後、事後打ち合わせを行いますので、農林水産省、傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。